

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第22号

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の通勤手当に関する規則（平成17年亀山市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第8条 条例第28条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>	第8条 条例第28条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>通用期間が支給単位期間（条例第28条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）で</u>

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間が支給単位期間（条例第28条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長の定める額

[(2) 及び (3) 略]

[2 略]

(返納の事由及び額等)

第14条 [略]

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第28条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第28条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ある定期券の価額

[号の細目を加える。]

[号の細目を加える。]

[(2) 及び (3) 略]

[2 略]

(返納の事由及び額等)

第14条 [略]

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第28条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第28条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべて

の交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、任命権者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

[号の細目を加える。]

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、任命権者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合

[号の細目を加える。]

市長の定める額

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生日が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第12条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合をのぞく。） 5万5,000円に事由発生日の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び任命権者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生日が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ 前号イに掲げる場合 市長の定める額

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生日の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生日が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第12条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生日の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び任命権者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生日が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

[号の細目を加える。]

<p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 条例第28条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p>ア <u>イに掲げる場合以外の場合</u> 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間</p> <p>イ <u>使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合</u> <u>市長の定める期間</u></p> <p>[(2) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 条例第28条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</u></p> <p>[号の細目を加える。]</p> <p>[号の細目を加える。]</p> <p>[(2) 略]</p> <p>[2 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、第13条第2項、第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第16条第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了す

るまでの間、なお従前の例によることができる。